五條市森林食害等防止事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、五條市森林整備計画の対象となる民有林及び国有林並びに官　行造林地（以下「対象民有林等」という。）において、植栽木等に係るニホン　ジカによる食害等の防止を目的として、ニホンジカを捕獲（以下「捕獲行為」　という。）しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するも　のとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市　規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定め　るところによる。

　（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める　ところによる。

　(1)　認定事業体　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４　　５号）に基づき雇用管理の改善及び事業合理化の改善措置についての計画　　を作成し、知事に提出して当該計画が適当である旨の認定を受けた林業事　　業体をいう。

　(2)　林業経営体　奈良県林業経営体に関する情報の登録・公表要領（令和元　　年１１月１８日施行）に基づき知事が公募し登録された、森林経営管理法　　　（平成３０年法律第３５号）第３６条第２項の要件に適合する民間事業者及　　び林業経営体の育成について（平成３０年２月６日付け２９林政経第３１　　６号林野庁長官通知）に基づき選定された育成経営体をいう。

　(3)　制度に登録されたもの　五條市の森林経営管理者登録制度の運用に係る　　内規に基づき、当該制度に登録された林業事業体及び林業従事者をいう。

　（補助対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできるものは、五條市　内に住所を有する認定事業体、林業経営体及び制度に登録されたものとする。

　（補助対象事業、補助対象経費及び補助額）

第４条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経　費及び補助金の額は、別表第１のとおりとする。

２　国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整　することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補　助金等制度との併用はできない。

　（補助事業の実施期間）

第５条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の　属する年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間は除くものとす　る。

　(1)　愛鳥週間

　(2)　動物愛護週間

　(3)　狩猟期間の前後それぞれ１４日、１６日間

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は市長　が定める期間内に五條市森林食害等防止事業補助金交付申請書（様式第１号）　に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　(3)　捕獲行為を行う場所及び罠の位置を示した位置図

　(4)　使用する罠と森林の現況の写真

　(5)　狩猟免許、狩猟者登録証、有害鳥獣の捕獲に係る許可証等の写しその他　　の捕獲行為の許可を受けていること及び捕獲行為の期間が確認できるもの

　(6)　森林施業に関する委託契約書、入林届に接受印が押されたもの等の写し　　その他の当該森林への立入り及び事業実施の同意を森林の所有者から得て　　いることが確認できるもの（自己所有の森林で事業を実施する場合を除く。）

　(7)　林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定通知書又は林業経営　　体名簿に登録された際に知事から送付された通知書（写し）

　(8)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助　金の交付を決定し、申請者に対し五條市森林食害等防止事業補助金交付決定　通知書（様式第４号）により通知するものとする。この場合において、市長が　補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことが　できるものとする。

　（事前着手の届出）

第８条　申請者が、やむを得ない事由により前条の補助金の交付決定を受けな　いで、補助対象事業に着手しようとするときは、五條市森林食害等防止事業事　前着手届（様式第５号）にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に届　け出なければならない。

　（申請の取下げ）

第９条　第７条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」　という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第７条の規　定による交付の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書　面を市長に提出しなければならない。

　（事業内容の変更）

第１０条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変　更しようとするときは、あらかじめ五條市森林食害等防止事業補助金変更承　認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（状況報告等）

第１１条　市長は、特に必要があると認めるときは、年度途中において、補助事　業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うこ　とができる。

　（完了実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から３０　日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日ま　でに、五條市森林食害等防止事業完了実績報告書（様式第７号）に、次に掲げ　る書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　収支決算書（様式第８号）

　(2)　事業実績明細書（様式第９号）

　(3)　捕獲個体等の事業の実施に係る写真

　(4)　捕獲したニホンジカの尾

　(5)　巡回の活動記録、日報その他の見回り及び捕獲の状況が分かる書類

　(6)　その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号に規定する写真の撮影については、別表第２に基づいて行わな　ければならない。

　（補助金の額の確定及び精算）

第１３条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査　を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及　びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確　定し、補助事業者に対して五條市森林食害等防止事業補助金額確定通知書（様　式第１０号）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようと　するときは、五條市森林食害等防止事業補助金交付請求書（様式第１１号）を　提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金　の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　第７条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

　(2)　第１０条の規定に違反したとき。

　(3)　第１１条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査　　を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

　(4)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合に　あっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を　命ずるものとする。

　（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市　長が別に定める。

　　　附　則（令和６年６月五條市告示第１３１号）

　この要綱は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和６年７月五條市告示第１４６号）

　この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度の事業から適用する。